

定款(2024年4月1日)	新定款 (2025年6月26日)
(主たる事務所の所在地)	(主たる事務所の所在地)
第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区湯島一丁目5番45号 東京医科歯科大学病院高気圧治療部内に置く。	第2条 本会は、主たる事務所を <b>東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号 株式会社 毎日学術フォーラム</b> 内に置く。
(理事会)	(理事会)
第25条 理事会は、理事をもって構成する。	第25条 理事会は、理事をもって構成する。
⑩ 高気圧酸素治療安全協会の代表、高気圧酸素治療技術部会の代表及び委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。	⑩ 高気圧酸素治療安全協会の代表、高気圧酸素治療技術部会の代表、委員会の委員長及び <b>ワーキンググループ</b> 長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

定款施行細則(2024年4月1日)	新定款施行細則(2025年6月26日)
第1章 評議員の選出	第1章 評議員の選出
第5条 代表理事は、前条の規定によって決定された評議員選出基準を、審査の行われる前年の定時社員総会においてその内容を報告し、かつ会員に通知する。	第5条 代表理事は、前条の規定によって決定された評議員選出基準を、審査の行われる <b>年</b> の定時社員総会においてその内容を報告し、かつ会員に通知する。